經濟論叢

第八十三巻 第四號

労働問題と社会政策 岸 本 英 太 郎	1
ヒルファディング創業利得説の批判序説 臼 岡 部 利 良	24
科学的管理法の分析について小野寺 孝一	50
林業労働の存在形態 🗦林業労働研究班	59
書 評	
Sheldon, Charles D., The Rise of the Merchant Class in Tokugawa Japan 1600—1868, N. Y., 1958	
加加加加加加加加加加加加加加加加加加加加加加加加加加加加加加加加加加加加加加	75

昭和三十四年四月

京都大學經濟學會

労 働 問 題 と社会政策

佐野稔氏の批判にこたえて-

本 英 太 郥

実践論におちいっているものといえよう。社会政策論争についての完全な無理解が両者に共通しており、その意味 おちいったものとすれば、佐野稔氏の社会政策論は、その経済理論も政治理論も明確にされないまま、思いつき的 いるので、これにこたえ、社会政策論争の明らかにしたものが一体何であったかを説明してみたい。 ですでに解決ずみの問題で今更批判の要のないものであるが、佐野氏は筆者の理論を直接にとりあげて批判されて かつて筆者を批判された隅谷三膏男、孝橋正一両氏の社会政策理論が、経済理論把握の不十分さによって混乱に 拙稿「社会政策理論における経済学と政治学」(大河内一男・岸本英太郎編「労働組合と社会政策」所収、 参照)

まず佐野氏がどのような前提からその論文「社会政策理論と『労働問題研究』」 第八十三巻 二九 (東北大学、研究年報「経済学」第 第四号

労働問題と社会政策

第四号

郭八十三巻

110

を出発させているか、 ということからみてゆこう。 誤れる前提がいかに誤れる議論を生みだすかをこ

とにみることができるからである。

省を加え、社会政策研究をあらためて労働問題研究から出発させ、もしくは労働問題研究の一分野に限定しようとする傾向』 るに足る一つの新しい傾向が主唱されるにいたった。……この新しい傾向とは、酉村氏によって『社会政策学会のあり方に反 ず、明確な終結をみないままに久しく中断した状態にあった。ところが最近、社会政策学会において、このような停滞を打破 とのべられ〈ているものである〉。…… 戦後大河内一男氏の理論を中心にして展開された『社会政策論争』は、多くの人々が参加し、活潑に行われたにもかかわら

間体系、発想方法そのものにたいしても否定的見解を表明され、それにかわって、労働問題研究・労働経済学の体系を主唱す 評価を行っている。この阿氏は、従来の『社会政策論争』になんらの意義、成果をも認めないばかりでなく、社会政策学の学 ている。さらに隅谷氏は『この論争は労働問題の社会科学的研究においては、ほとんど何ものをもつけ加えなかった』という **論争」に、なんらかの積極的意義があったとしたら、それは、社会政策学から労働問題研究をとき放ったことである』と語っ** 学の体系が存在するかどうか、疑問だ……』とのべ、また、『もしも、いまは忘れ去られようとしているいわゆる「社会政策 にもとづいているだけでなく、それに最終的帰結をもたらそうとする極めて積極的な主張でもあったのである。すなわち、氏 ところで、このような新しい傾向は、『社会政策論争』の停滞のなかで、それと無縁に発したのではなく、 『労働問題の経済学的研究は、経済学の原理論の部分的応用理論にすぎないのであって、社会政策学というような科 かえって『論争』

新しい傾向は、前提そのものを検討の対象とし、しかもそれを否定している点において、全く画期的といわなければならない。 このようにみてくると、従来の『論争』がよかれあしかれ、社会政策学を前提とし、その枠内で行われてきたのにたいし、 るにいたったのである。

にたいする根本的省祭が行われることは、決して無意味なことではなく、現段階的な要請であるように思われる。…」(佐野 た社会政策の本質規定―本質論にさかのぼって反省と検討をよびおこす契機ともなったのである。従米のわが国社会政策理論 の新しい傾向の出現は、……従来『社会政策論争』の意義について改めてあとづけることを促すとともに、その中心点となっ んでいる。 しかしながら、この問題提起は、社会政策理論にとって単なる一時的思い付きとして見逃すわけにいかない重要なものをふく なぜならば、その多くが、わが国社会政策理論のもつ根本的欠陥に根ざしていると考えられるからである。……こ

稔氏「社会政策理論と『労働問題研究』」、四八―五〇頁)

もあろう人が述べているので、筆者は、黙するにしのびず、この人をつねにきびしぐ批判してきたのである。 はない。こんな馬鹿げたことを、あるいはこれに類する途方もない、まともとも思えない言葉を、氏原正治郎氏と とつねに考えてきたし、これとは別個の社会政策学と称する科学の体系が存するなどとはかって一度も考えたこと 佐野氏の根本的な誤認というととである。われわれは、社会政策理論は、 ここで直ちに気付くことは、工場法や災害補償制度や最低賃金制や社会保障制度や年金制度などを直接的な対象 。 これを経済理論的・政治理論的に明らかにしようとする学問体系としての社会政策学 「経済学の原理論の部分的応用」である (理論) にたいする

が 高田保馬氏を除いてはまずどこにもあるまい。そんな分りきった、 :そもそもおかしいことである。社会政策学は経済学や政治学の部分的応用理論であって、それ以外の何物でもない。 文章を筆者はつぎのように批判した。 :の社会理論のために』の誤りについて」、②氏原氏稿『所詔社会政策論争におけるわからないこと』の混乱について」、およ **拙著「社会政策論の根本問題」、後篇第六章、Iの付論 I 「氏原正治郎氏社会政策理論の構造批判」、 (1)氏原氏稿** 『経済学や政治学の原理論の部分的応用理論以外に『社会政策学というような体系が存在する』などと考えている学者は、 「社会政策学の理論的性格」(経済論叢第七八卷一号所収)、参照。この穀後の論文で、佐野氏が支持して掲げた氏原氏 誰も問題にもしないことを、 問題であるかの如く考えるの

労働問題と社会政策

第四号

他についても同様に云えることである」(前掲拙稿、五〇―五一頁)。 ために経済学・政治学の部分的応用理論が、社会政策学という形で存在する所以である。 ・う政策体系は、 原理論の虫まの形で理解できるわけではない。 社会政策という現象を統一的 このことは財政学や経済政策学その ・体系的に

右の文章の掲載されている「経済論叢」の拙稿を読んでいながら、 了解に苦しむところである。 しかもこれを無視して前掲の文章をのべて

が賃労働とその運動を規制する労働者階級の窮乏化法則として発現し、賃金や労働諸条件を悪化させる一般的 が 階級の窮乏化法則であり、 れ の現実的展開、 的運動に伴う労働市場の発展や形態、 分野として行ってきたということを完全に看過させる結果となっているのである。 発展するところに労働問題が発生する。したがって窮乏化法則とは、 は窺乏化法則の現実への下向であり、窺乏化法則のこれに基因する階級闘争に媒介されての現実化に外ならない これに対抗する労働者階級の闘争を必然化するのである。 はしがき)ことを、したがってまた、 に基因する社会的対抗との関連において社会政策の本質論と形態論とを導き出した」(拙著「第乏化法則と社会 …資本とその運動は、 不生産的労働の絶対的相対的増加とその意義、 氏 の根本的誤認は、 これに対抗する資本や国家の労働政策などを具体的に分析することによって明らかにされるが、 これに

基因する

階級

闘争

発展の

法則である。 賃労働とその運動を前提する。資本とその運動を規制する資本制蓄積の一般的法則 われわれが、 賃金や労働条件の諸変化、 われわれが、社会政策研究を労働問題から出発させ、 「社会政策論の基礎を資本蓄積論の中にすえて、 階級闘争発展の具体的形態=労働組合運動や社会主義運動 したがって労働問題は競争に媒介された資本の現 搾取を強化するための賃金の支払形態やその他 まさに労働問題の一般理論に外ならない しかして労働者階級が窮乏化し、 「資本の運動法則とは労働者 所謂 労働問題研究 階級闘]傾向

正 のであって、 に賃労働と労働問題の一般理論をなすものである」(拙稿「窮乏化法則と労働者階級」、経済研究、九巻三号、二〇三頁)。 つねに窺乏化法則を基礎として統一的に把握されねばならないのである。この意味でも窺乏化法則は

るのである。 喜男氏の論文を、 と無関係に、 する佐野氏の認識不足は、こともあろうに、すでに詳細に批判したごとく、賃労働の一般理論としての窺乏化法則 社会政策理論が労働問題研究の一分野として、労働問題の一般理論との関連において研究されてきたことにたい 資本の運動法則の経済主義的誤認の上にたって、 ことはもっぱら常識に属する労働問題の諸事実を、経済学的用語で粉飾し、しかもなおいけないこと 氏原氏の論文と並べて、 「画期的」な「新しい傾向」だなどと高い評価を下させるにいたってい その誤れる「賃労働の理論」と社会政策論 を展開 した隅谷三

氏 b 理論であるがゆえに、 **析あるいは社会政策の基礎理論としての労働力の価値や窮乏化法則の理論的把握の深化に移っているのである)、** の停滞もないのである。そして社会政策の本質論と形態論が労働問題の一分野として経済理論的・政治理論的に明 か 社会政策学を前提とし、 の混乱があるといっ すでに社会政策論争はとっくに明確に完結しているのであって(いまや問題は具体的な社会政策史ないし社会政策の分 にされていることに気付かない氏原氏や隅谷氏の批判ずみの誤れる理論にひきまわされているところに、 論争成果にたいする看過や誤認をつぎつぎに生みだす結果となっているのである。 てよかろう。 このように、佐野氏の立脚する前提的理論そのものが、 余りにも明白な誤れる そとには何ら 論争は、 佐野

その枠内で行われた_

などというものではなく、

労働問題を規制する経済理論

と政治理

第八十三巻

第四号

論とに立脚してなされたのである。以下佐野氏の誤認と混乱を詳細に検討しよう。

まさに行わんとしつつあったとき、 認識するための理論的武器をきたえることであった。そして論争は一応それに成功し、問題は、 制する経済理論との関連において究明しなければならなかったのである。 生産政策的任務遂行に転換すべきことを説かれたが、これは、戦時下の社会政策の崩壊=強制労働=「ファッ れていた、まさにそのとき、大河内数授は、 論=本質をまず確立しなければならなかったのである。 でのはげしい階級闘争をふまえて展開されたが、それは、この現実を正しく科学的に把握するための社会政 てすでに、との理論を社会政策の現実に適用し分析する段階にたっしていたのである。拙著「日本絶対主義の社 社会政策論争は、 化を社会政策の発展とみたごとと同じように、まさに社会政策の大河内理論に立脚しており、 「論的・実践的に批判するためには、大河内理論の批判的検討をとおして、社会政策の本質論を、 Id. との理 戦後の 一論の戦前の日本の社会政策への適用による分析であり、 「民主化」政策の一環として展開をみた社会政策諸立法の後退・切下という現実のなか 筆者はこの仕事を病気で長い間中断のやむなきにいたっ 労働組合がその本来的任務ともいらべき賃金闘争=分配闘争を離れて、 賃金闘争が勢力的に展開され、またその必要が強く認識さ それはまさに変転する社会政策を正しく 戦後の変転烈しい史的現実的 たのである。 昭和二十七年にお したがってとれ 労働問題を規 論争の成 ンズ

意識のずれの大きさに今更驚かざるをえない。 会政策の伝統的概念にとらわれ、 の転換のはげ しい戦後日本の社会政策とその歴史を正しく分析するためにこそ鍛えられた理 現実と遊離した抽象的観念として、見当違いの評価をされているのである。 諭 を 佐 |野氏

果としての社会政策理論は、少くもとの具体的分析にたえうるものであるといってよいのである。

がらも、その前進過程において、従来の伝統的な社会政策理論の枠の中に鋳込められ、抽象化されてしまうという結果に陥り、 取形態の変容にすぎないと批判された。労働者にたいする弾圧・統制政策と譲歩・保護政策とを機械的に切り離し、社会政策・・・・・ 観的過程=変質過程によって反省を迫られざるをえず、この点についての論争が行われるにいたった。とくに西村豁遜氏は ころで、岸本氏の社会政策=「労働力保全の資本制形態」・「搾取の抑制緩和」という内容規定は、既述した社会政策体系の答 策論の課題は、 再び現実過程によって検証されることはなかったのである」(佐野氏、 より解放されず、それを根強く継承していることを示すものであった。また当初の間題意識がわが国の現実的な基熈に発しな 政策論争』の性格は、戦後わが国の社会政策学が、 おびただしい社会政策的現実の出現、労働運動の画期的高揚という条件のもとでのそれであった。 おける考察がこころみられるにいたった。……森耕二郎氏の評価〈社会政策論争にたいする評価のこと。…岸本〉は、 の範疇を後省にのみ限定する岸本氏の本質規定は、…他の論者からも批判の対象とされ、両者の統一的把握、 『…岸本氏にあっては、いずれの段階においても、社会政策=労働者保護=労働力保全という伝統的概念が貫徹し、社会政 かかる伝統的概念の科学的把握、『労働者保護の資本制的論理』を明らかならしめることにあるとされた。と 岸本氏のいうごとく『搾取の抑制緩和策』…ではなく、かえって、資本の搾取政策以外の何物でもなく、搾 『学問とその現実的対象との分離』という戦前からの伝統的な致命的弱点 前揭論文) したがって、 相互滲透関係に かかる 【社会

あろう。 ならないのである。 ここにあるものは、概念構成の論理にたいする感覚喪失である。これは実は理論放棄を意味することを知らねば 現実は不断に変化するからである。 現実の変化についてつねに概念の変化を対応させていたら、 概念も理論もなくなってしまうで

を弾圧 ところで筆者は、 ・統制政策と機械的にきりてはなして論じたことも書いたこともかつて一度もない。 伝統的概念にしたがって社会政策を労働政策の一環としての「譲歩」と理解してきたが、 つ ね K . निर् 者 を統 とれ 上的

第八十三巻

三五

二三六

の概念に含ましめる必要があろうか。社会政策の後退・切下げ・危機が、 弾圧と譲歩を両極とする労働政策という概念がすでに存在するのに、 く理論的に認識し、 弾圧・統制政策を、 相互浸透的に理解してきたし、 これと闘い、譲歩を拡大し確保することの重要性を、 譲歩を制限し、 書物でもそのように書いてきた。筆者は社会政策を譲歩として理解してきたから 切下げ、 崩壊せしむるものと理解し、 何のために伝統に反してまで弾圧を社会政策 新しい形態の社会政策とみることは、 機会あるごときに強調してきたのである。 この制限・切下げ・崩壊の危険性を正

ここに戦後社会政策体系の解体と崩壊の過程は、まず、社会政策体系自体の変質 - 保護的解放的性格から統制的取締的

会政策の社会的認識における問題意識の稀薄性を示す以外の何物でもないであろう。佐野氏自身も、

われわれと同じただしい社会政策概念=譲歩論に立っているのである。次の文章を見よ。-

権利自体が剝奪、制限されたことであった。」(前掲論文、六二頁、傍点岸本) られてきているといえよう。」(佐野玉、前掲論文、五六頁、傍点岸本) であり前提でもあった社会政策体系自身が初期的性格を裏失し変質したこと、 「…労働者階級は、『民主化』時代には、既成の社会政策体系を楯としながら、自らの生活と権利とを確保してきた。 このような労働運動も一つの転換に直面しなければならなかった。まず、 ―と、抑圧体系の強化と相まった社会政策体系の米日混合型の労務管理政策による圧倒・代替という形で進め また社会政策体系の内容である労働者の社会的 『民主化』政策の終焉とともに、労働運動の楯

はこの変質に強い関心と不安をいだくからこそ、 会的権利自体の剝奪制限と理解しているかぎり、佐野氏も、社会政策を「譲歩」と考えているのである。 これに反対して闘わねばならないのである。弾圧をも譲歩と同様に社会政策と考えるなら、弾圧が強化される われわれと同様に、 佐野氏が社会政策体系の解体・崩壊、あるいは社会政策体系の内容なる労働者の社 これを、 社会政策の解体・崩壊、 労働者の社会的権利の剝奪とし われわれ

化)にすぎず、社会政策体系の解体だとか崩壊だとかいえないはずである。社会的権利が社会政策の内容である という形で、譲歩的社会政策が変質しても、それは社会政策の形態変化(譲歩的社会政策から弾圧的社会政策への形態変 この権利を奪うことが社会政策の解体・崩壊となるのである。佐野氏の考えがいかに素朴な概念上の混乱

四

であるかは、正常な思考の持主なら誰にでも分ることがらなのである。

れら 形態の変容なのである。 論的には無規定にひとしいからである。最低賃金制とか社会保険とか年金とか、工場法による労働日の標準化とか 態の変容とはいかなる意味であるかを明らかにすることである。そうでなければとれは何物をも明らかにせず、 とには少しの異存もなく、筆者もずっとそう考えているが、問題は、社会政策がいかなる搾取政策なのか、 価値収奪にたいする法的手段(社会的権利の承認)による抑制・緩和策であり、 会政策を資本の搾取政策==搾取形態の変容とする西村理論を支持しているが、とれこそ社会改良としての社会政策 契機が「資本による労働力の価値収奪にたいする法的手段による抑制緩和」であるとの筆者の理解を否定して、社 にたいする理論的実践的無自覚を表白するものといえよう。社会政策を搾取政策あるいは搾取形態の変容とするこ の理論との関連において、 佐野氏は筆者がすでに詳細に理論的に批判した西村豁通氏の社会政策論をもちだし、社会政策の本質的一 あるいは団結・罪業権の承認とかは、階級関係の安定と産業平和のためにする資本による労働力の 労働力の価値とか窺乏化法則とかの意義を理論的に確定しないで、すでにわれわれが、 社会政策による搾取政策・搾取形態の変容ということの意義を理論的に明らかにし かかる形での搾収政策であり、 搾取形 ح 理

労働問題と社会政策

二二七 第四号

九

第四号

闘ったり、最低賃金制を求める闘いを組織することは全く無意味となるのである。このようなおよそ理論以前の説 が労働者階級にとってもつ「改良」としての意義を否定しているのであるが、それなら、団結権や罷業権を求めて まうのである。誠に粗雑な議論という外はない。 を無条件に支持するからこそ、 ているのに、 筆者は西村氏を反批判したのである。西村氏は、社会政策を単なる搾取の形の変容とのみ理解して、 西村氏がこれに気づかないで、無規定にひとしい搾取形態の変容などという理解に大幅に後退したか 佐野氏の社会政策論が経済理論も政治理論ももたない思いつき的実践論となってし

あるかは、 下・解体に反対して闘う労働者階級の闘争に根ざして理論化されているだけに、佐野氏の議論は、 枠などというものははじめからなく、労働問題を規制する経済法則と階級闘争の理論とにもとずいて、 る譲歩の内容を切下、 れたものであるだけに、不断の切下げ、後退・解体・崩壊の危険があること、窺乏化法則の貫徹が、社会政策によ がしていることを痛感するのである。 よびその国家のこの社会政策の切下げ、解体化政策と闘い、窺乏化法則貫徹による窺乏化の諸形態とこれと闘う諸 環としての社会政策を、経済理論的政治理論的に解明したのであり、それが社会政策をもとめ、 社会政策を資本家階級およびその国家の譲歩として、その意義と内容を経済理論的政治理論的に明らかにした社 もはやきわめて明らかであろう。この見当遠いが、氏原正治郎氏の「社会政策学者の発想方法」という 現実との深いかかわりを明らかにしたのである。社会政策論争においては、伝統的な社会政策理論の との譲歩が階級支配の安定と剰余価値生産の安定=産業平和確保のために資本家階級が余儀なくさ 崩壊させ、場合によっては逆に搾取の強化をさえ必然化すること、したがって資本家階級お 佐野氏の社会政策論争にたいする評価が、 V かに見当違いも甚だしいもので ひどく現実離れ あるいはその切 労働問題

る結果となっているのである。 ありもしないものへの攻撃を無条件的に支持し、 労働運動との関係におけるわれわれの社会政策理論を曲解 けせしめ

わが国社会政策理論の観念性、 する伝統的社会政策理論の枠内では、もはや、労働組合にたいする政策=社会政策さえも理解できなくなってきている。 いるからである。…岸本〉。それゆえに、戦後の段階において、『労働組合の組織またはその政策は社会政策ではない』と固執 社会政策は労働者階級の要求への国家の譲歩であり、その具体的内容を、労働者階級は、自らに有利にするため不断に闘って 「…労働者階級の政治的・階級的力量が戦前とは比較にならないほど強まった戦後の段階では、労働者階級が行う社会政策 卒直に反省されねばならないであろう。」(佐野氏、前掲論文、六四一六五頁) 単に社会政策成立のモメントたるにとどまらず、具体的内容そのものを規制することとなる。 人ここでは佐野氏は弾圧を社会政策とは考えていない。労働者階級が弾圧を獲得しようとする筈がないからである。 不生産性 ――現段階的課題や現実の労資関係と遊離しがちな――は、『社会政策論争』をふく へはじめからそうだ。

ばならないのである。 もとずいて展開することができるが、両者は別箇のものであり、労働者階級自身の組織と政策を、 **諭理を追求するものである。何者はともに労働問題に属し、その一般理論としての第乏化法則と階級闘争の法則に** とである。社会政策論は譲歩による支配の論理を追求するものであり、労働組合論は抵抗による生活防衛と向上の たはその政策、すなわち、 ことでただちに気付く佐野氏の誤謬は、 『問題をみてゆく伝統』にとらわれた態度だと評することができよう。 [家の政策の一形態たる社会政策にふくましめることは、 これとそ、 労働組合およびその政策そのものをまで社会政策であるとする無暴をあえてしているこ 労働問題を社会政策理論という枠ですべてとらえようとする「社会政策を通して 社会政策は労働問題の一環にすぎないことを忘れて、 理論的にも実践的にも全く許しがたいことだといわね 社会政策は労働問題の一環にすぎず、こ 労働 資本家階級とそ 組 合の 組織

第八十三巻

三九

題の 組合にたいする労働組合社会政策を正しく理解するのにいささかもこと欠かないのである。 る。 環としての国家の「労働者保護政策」であるということの承認が伝統となっているということを意味するだけであ 働問題の全部でも又その一部としての労働政策そのものでもなく、労働問題の一環たる労働政策の、 ないのである。 たい恣意的態度だといわねばならないであろう。労働組合論を社会政策論にふくませなくても、 れている概念規定―埋論を、 の対象であるということであり、これが社会政策概念の伝統となっているということは、社会政策理論の対象が労 なわち労働組合論は、 れをもって労働問題のすべてをみてゆかねばならない理由は一つもないのである。労働組合の組織とその政策、す | 労働者保護政策| の現時的課題とされたが、 般に承認された社会政策論の対象範囲を勝手に拡大して、 かって服部英太郎教授は、社会政策論を含めて、労働組合論や社会主義政党論の課題を、社会政策 労働問題の一般理論にもとづいて十分に展開することができるからである。 を理論的に明らかにするのが社会政策論だということは、 労働問題の一環として、労働問題の一般理論とその特殊理論に立脚して展開しなければなら 伝統的社会政策理論に固執するなどと誤断することは、 佐野氏はとの誤れる師の態度を継承したものといえよう。 明確な一般に承認された対象にもとづいて樹立さ 「労働者保護政策」が社会政策埋論 学問をする者にとって許しが 譲歩としてのい 労働組合論 こんな児戯に類する われわれは、 さらにその 玄 労働問 わゆる

五

誤断をするから、みのりゆたかな社会政策論争が観念性とか不生産性とか映ずるのである。

は、 .おいてもまず筆者の批判者に批判させ、自らのそれにかえている。 しからばいかに社会政策の本質を理解しているか、筆者の批判者をほとんど無条件に支持する佐野氏は、 本質

岸本氏の本質論にたいする西村氏の批判、…矢島悦太郎氏および孝橋正一氏も、岸本理論に批判的立場をとられ、社会政策の くに全般的危機期 が歴史的段階、 に国家の法的強制によって行われる資本による労働力の価値収奪に対する抑制緩和策であるとする規定。 本質を保護政策と弾圧政策との統一という観点から把握しようと企図されている。…」(佐野氏、前掲論文、六七頁) てなされるかぎり、それは社会政策の現代的課題に応えうるものではなく、それ自体への反省が促されねばならないとされた。 と幾多の例証によって問題を提起された。さらに、本質規定が労働保護法の基礎形態=産業資本主義期の工場立法にもとづい …服邢氏は、かかる岸本氏の本質規定では〈社会政策は、労資の階級関係の安定を通じて産業平和を確保・維持するため 条件によって、 ――においては、かかる機能と性格とをいっそう強める傾向があるという事実を、どのように説明しうるか かえって資本による労働者搾取(強化)の手段として機能している事実、また独占段階 …岸本〉、社会政策

るものでは決してないのである。社会政策の本質は譲歩であり、資本にとって負担であり、 する労働能力から、 であるから、資本家階級はこれをさぼり、切下げ、剝奪し、崩壊させようとするばかりか、社会政策によって増大 値収奪を抑制緩和するであろう。だがこの社会改良としての社会政策は、資本家階級が余儀なからしめられた譲歩 家階級とその国家を譲歩させて社会政策立法を獲得するのであるから、そのかぎりでこれは資本による労働力の価 かは、資本家階級の闘争力いかんにかかわることであり、社会政策が搾取強化政策という本質をもつことを意味す (服部教授「社会政策」、東洋経済新報社版、「経済学辞典」Ⅱ、□・○─一九頁)。階級闘争のなかで、 佐野氏はここで、服部英太郎教授が、筆者と同じ社会政策本質論をもっておられることを認識する必要がある。 より多く搾取し、社会政策を搾取強化の手段としようとするであろう。 自己に不利な「労働力 だがそれが可能かどう 労働者階級は資本

第八十三巻

八十三巻

第四号

あり、 独占段階の社会政策を十分に把握できるのである。労働基準法や労働組合法や健康保険や失業保険が崩壊してしま だが労働者階級は資本家階級のこの転化のための努力や政策と不断に闘っており、 などの社会政策の各形態が、搾取の強化手段に転化=変質していれば、それらは社会政策の変質といってよかろう。 するだけで、社会政策の本質的契機の一つが、資本による労働力の価値収奪にたいする抑制・緩和から搾取強化へ 事情によってはいつ切下げられ、崩壊するかもしれない、労働者階級の闘争力に支えられたものであることを意味 Ø と転化─変質したことを意味するものではないのである。工場法や労働組合法や社会保険や年金制度や最低賃金制 しようとするのである。このことは、 値 資本による労働力の価値収奪にたいする抑制ないし緩和策である実体を保っており、 収 奪にたいする法的強制による抑制・緩和」であるがゆえに、資本はこれを剝奪し、 社会政策が労資の力関係に依存しているがゆえに、 現在もなお、 それはきわめて不安定な 搾取の強化手段に転化 この本質規定でもって 社会政策が改良で

こ の Ď, の諸 が搾取強化 悪化とはならないであろう。そんなことは想像することさえできないのである。今日、 これらの所謂社会政策立法といわれるものが搾取の強化策に転化=変質していれば、 たと仮定せよ、 事実を無視するからであり、 制限の撤廃のために聞い、 それが社会政策の現代的課題に応えうるものではないなどと、 労働組合法にいう団結権・争議権が、 政策ではなく、 労働者階級の状態は明らかに大幅に悪化するであろう。 その緩和策であるからこそである。服部教授は筆者と同し社会政策本質論をいだきなが 最低賃金制確立のため闘いつつあるが、これは制限ないし部分的禁止をうけてい したがって社会政策論争を通じて到達した社会政策本質論が社会政策の現代的課 資本の労働力にたいする濫奪慾を抑制していること、 とんでもない誤断をされているが、 もし服部教授や佐野氏の考えるごとく、 とれらの崩壊は労働者状態の 日本の労働者階級は争議権 最低賃金制 それ は

題にもっともよくこたえうるものであることを看過されてしまったのである。服部教授にも歴史感覚の鋭さと対蹠 る服部教授の鋭 的な概念構成の論理にたいする感覚のにぶさが存するといえよう。これが、佐野氏の所謂「新しい傾向」に い批判にもかかわらず、ときどき自らこの傾向の尻馬にのって、 折角の教授のすぐれた社会政策論 3

に水をさしているのは大変残念なことである。

圧であるとする、 正一氏の社会政策=-労働政策とする理論的混乱に気づかないでこれを支持し、又社会政策を譲歩であると同時に弾 ならないが、 を支持して、佐野氏は次のような評価を下しているのである。 社会政策は労働政策の一環であり、したがって「保護」と「弾圧」 弾圧そのものは社会政策ではないことはこれまで詳細に明らかにしたところである。 社会改良のまた民主主義の一環としての社会政策についての問題意識を欠いだ矢島悦太郎氏の考 との統一において理解しなければ しかるに、 孝橋

に自らの課題をおかれる岸本氏の本質論の『狭隘性』克服を志向するものとしてみることができよう。』(佐野氏、前掲論文 …矢島氏、孝橋氏の『飴と鞭』の両面の統一としての社会政策を把握する理論は、 『飴』の理論を明らかならしめること

このことは切下げと解体と崩壊と弾圧そのものが社会政策であることをいささかも意味しない。解体と崩壊と弾圧 をも社会政策の本質だとしなければそれは狭隘な理論だというなら、 不断の切下げと後退と解体と崩壊と直接的弾圧の危険にさらされていることをつねに強調してきたのである。 史」、「窮乏化法則と社会政策」参照)。 筆者は社会政策を鞭付飴として、 いなそれ以上に、 弾圧との関連において社会政策を分析してきた(拙著「日本絶対主義の社会政策 社会政策がきわめてしみったれな資本家階級 その非難を甘んじてうけよう。 の譲 だが事実は逆

第八十三卷 二三四 第四号 一六

資本主義の現実のなかでとうむる動揺の、労働者階級にもつ意義を解明することを怠ってこれを看過させ、 現実追随主義におちいって、社会政策を求める労働者階級に無用な混乱をおこさせる有害無益な議論にほかならな とれらの理論は、社会政策を労働政策に不当に拡張することによって、社会改良としての社会政策と、 それが

* 前掲拙稿「社会政策理論における経済学と政治学」参照

いことを忘れてはならないのである。

が、 さて弾圧を社会政策とみることの無理は、佐野氏もどうやら気付いたようである。「社会政策論争の一つの成果 もっともこれは誤認で、社会政策と労働政策とは次元の異った概念で、社会政策が労働政策の一環であること 社会政策と労働政策との区別を明確にしたことにあった」(佐野氏、前掲論文、六九頁)とのべ てい るからであ

「社会政策は、労働政策と全く同様に資本家の労働者支配の手段であるという側面をもつとともに、

他面において、労働者

さて、佐野氏は労働政策と社会政策、とくに社会政策をいかに理解しておられるか。

は周知のことで、論争の成果だなどというものではないからである。

社会政策体系を独自的たらしめるものがあると考える。〈全く然り、これは筆者の見解と完全に同一である。――岸本〉。と の社会的権利を法的形態において明確化したという側面をもっている。後者の側面にこそ、社会政策と労働政策とを区別し、

行われるか国家的な政策として行われるかによって、換言すれば政治的契機との結合如何によって、労務管理=経営政策と社 求められたのであった。そして、同じ経済的譲歩である『労働条件の維持・改善』=『搾取の抑制緩和』が、個別資本によって ころで、岸本氏は、両者の区別を社会政策の特定手段・内容、すなわち、政治的手段・譲歩と区別された経済的手段・譲歩に 会保険、最低賃金制は、『直接的な労働条件の維持・改善』 策=社会政策として即時的に把握されるにたいして、労働者の団 会政策とに分れるとされた。したがって、また、社会政策(立法)にたいする要求の性格も、経済的要求とされ、

経済的なものとして把握さるべきではなく、かえって、政治的性格をもったものとして理解さるべきであると考える。社会政 歴史的に累積されて形成されたものを、一つの独自な体系=社会政策体系として把握してよいであろう。……… 化・客観化したものだということができる。したがって、社会政策の内容=法的形態での労働者の社会的権利は、労働者の直 策の具体的形態に共通した内容は、労働条件あるいは団結・争議にかんする労働者の社会的権利の規定ということである。し としてはじめて社会政策の範疇たることができたのである。しかしながら、社会政策の手段・内容は、岸本氏のごとく、単に 結権・罷業権の承認=労働組合法は、間接的な〈とんでもないことだ。 …岸本〉、 る政治的要求であったのである。……このように、労働者階級が資本家的収奪に抗して闘いとった法的形態での社会的権利が、 接的な経済的要求にとどまらず、階級的立場でなされる自覚的な闘争=政治闘争を媒介とすることによってはじめて達成され うにとどまらず、それを強め拡大することによって普遍的・恒久的性格をもつ法的形態(政治的手段)による容認にまで明確 労働者にとっては、個々の資本家あるいは資本家グループから獲得した個別的・一時的性格の護歩=権利とい 広義における『労働条件の維持・改善』 策

されたところに、その本質規定の理論的狭隘性がいわれるゆえんがあると考えられる。」(佐野氏、前掲論文、七〇一七一頁、 能の一側面=『労働力保全』『搾取の抑制緩和』だけが、他の側面と切り離されて、その本質的(=経済的)契機として把握 滲透関係が、理論的に明ちかにされるであろう。ところが、岸本氏においては、相対的な意味をもつにすぎない社会政策の機 よって、社会政策における労働保護的・解放的性格から搾取強化の手段・フアッシズム労働統制的性格への転化、 主義的階級関係の具体的表現・客観化として、階級闘争の結節点として把握されねばならないであろう。かく把握することに 的な関係、条件によってことなってくる相対的なものにすぎなかったのである。このような意味において、社会政策は、資本 労資関係、階級的力関係においてはたすところの一つの機能にほかならなかったのである。それゆえに、かかる機能は、具体 ……社会政策は、労働者保護的性格を固有の性格としてもつものではなく、かかる性格は、実は、社会政策が具体的な潜級

労働問題と社会政策

七二頁、七三頁)。

ことにみられるものは、 筆者の埋論にたいする誤認ということばかりでなく、 社会政策の経済理論が完全に欠除

していて、社会政策論を労働法学的段階にとどまらしめているということである。

的にかかわる経済的譲歩であるとしても、 あるいはその危険を含み、 強調してきたところである。そして、佐野氏のいら社会政策の「社会的権利」の内容を経済理論的に明らかにした も説明してはいないのである。最低賃金制とか社会保険とか年金とか、社会的権利の内容をなす労働条件にかかわ は政治であるといわれねばならないのである。筆者が社会政策の本質の一契機として、 歩であっても政治的譲歩であっても、そしてそれが法的形式をとろうがとるまいが、譲歩の内容を形式づけるもの であり、 のものではなく、これらの範囲をこえて、資本家階級の階級としての共同任務遂行機関たる国家に向っての要求で 儀なくさせる労働者階級の闘争は、 者階級の権利であり、 る諸規定は の労働力の価値収奪にたいする抑制緩和と規定したのは、内容規定なのである。社会的権利では実はいまだ何物を まず筆者は、 かかる階級闘争への譲歩として社会政策が成立するのであるから、譲歩の内容が労資間の労働条件に直接 その行動は一般的な政活的行動に外ならない。従ってとの闘争は政治的階級支配関係を不安定ならしめ、 経済理論によらねば明らかとならないからである。社会政策は立法形式で実現するから、 社会政策を求める闘争が、単なる経済闘争だなどとは決して考えていない。 資本家階級および国家の義務であることは誰でも知っていることであり、 同時に剰余価値の生産を動揺させ、 個別資本や集団資本を譲歩させる態(これは福利施設や団体協約として結実する) 国家の譲歩そのものは政治的行動であるから、 攪乱する」(拙著「窮乏化法則と社会政策」、 国家の法的強制による資本 内容的にそれが経済的譲 「社会政策的譲歩を余 筆者もいくたびも それが労働 五三頁)の

ある。 階級が さず、 ものの内容であり、 0 保険や年金による事故のときの諸給付金の支給であり、 標準化であり、 社会的権利が、 働者階級に社会的権利を与えることなどありえず、 とよばれ、 点をあらわに示すものといえよう。 を社会政策の本質的一契機ではなく、 賦与などである。 社会政策を譲歩として理解していることである。 崩いとっ これは、 まさに、資本による労働力の価値収奪にたいする抑制緩和に外ならないのである。 「労働者保護」 最低賃金制による苦汗的低賃金労働者の賃金をある一定の最低水準まで引上げることであり、 歴史的に累積されて形成されたもの」 た労働諸条件にかかわる社会的権利の内容をなすものは、 同時に、 労働者階級が譲歩させて獲得した社会的権利としての社会政策のとのような内容は、 したがって社会政策の本質的契機をなすものであり、 とよばれ、 弾圧は社会政策ではないことを認めていることをも意味するのである。 社会政策を労働者階級に与える社会的権利として理解することは、 その「機能の一側面」にすぎないとされているが、それこそ自らの理 「労働力保全」とよばれているが、 「労働者階級が資本家的収奪に抗して闘いとっ が社会政策体系であることを佐野氏自身も認めてい 災害の場合の補償であり、 資本家階級とその国家は、 社会的権利としての社会政策の機能の これは社会的権利としての社会政策その 標準労働日による労働時間の短縮とその 労働者階級の闘争なくして、 労働者階級への団結権や争議 ところで佐野氏はこれ ところで労働者 た法的形態での とりもなお 社会改良 るからで 的弱

労

b な労働力の のであるからこそ、 偭 値収 奪を制限 資本家階級はこれを引下げ、 して、 とれを抑制 (労働組合社会政策) 解体し、 崩壊させようとするのである。 緩和 (所謂労働保護的社会政策) これ する本質をもつも が単なる社会的権 つ

側面などというものでは決してないのである。

社会政策が労働者階級の社会的権利であり、

資本家階級のやむをえない譲歩であって、

これが資本家階

の自

切下げ・解体・崩壊の危険にさらされているということは、社会政策の本質的契機が資本による労働力の価 る。すでに幾度ものべたごとく、社会政策が階級間の力関係に依存しており、したがって不安定なもので、 生れたといってよかろう。社会政策は資本家階級が労働者階級の闘争のなかに打ちこんだ楔ではなく、その逆のも 佐野氏が社会政策を譲歩であり、社会的権利の確定であるとしながら、いつかこれを忘れさってしまったことから **―資本による労働力の価値収奪にたいする法的強制による抑制・緩和が、社会政策の本質的契機でなく、** ━社会的権利そのものを利用してではなく、とれを解体・剝奪したうえで確立するのである。譲歩━「労働者保護」 社会的権利そのものが搾取の強化策に転化=変質してはいないのである。だからこそ、 労働者階級もまたこれに抗して、それをまもり、さらに拡充してゆこうと闘っているのであり、 れ去っているといえよう。そして資本家階級が、その譲歩としての社会政策を切下げ解体崩壊させようと闘っても、 佐野氏はここで社会政策が労資両階級の闘争において、資本家階級が譲歩させられたものだということを完全に忘 利の機能 なのである。それが資本家階級の自由な労働力の価値収奪をさまたげ、とれを抑制ないし緩和するものだからとそ、 たいする(法的強制による) のだということを忘れるからこそ、社会政策が社会改良であるという簡明な事実をさえ看過することになるのであ にかかっており、 の機能の一側面にすぎぬなどという佐野氏の妄言は、 をもつものであるから、 なら、資本家階級はこれを引下げたり解体させたり崩壊させようなどとは決してしないであろう。 労働者階級の闘争力いかんによって、 これが譲歩に変質・転化する危険 (資本家階級にとっての危 抑制緩和策であるということを否定するものではなく、 弾圧政策の機能の一側面であり、その本質ではないということになる。 春秋の筆法をもってすれば、弾圧も、 逆に、 ファッシズムは、 そのことを証明するもの 階級間の力関係いかん 社会政策としての との育理は 社会政策 値収奪に つねに

ファ 氏の理 の崩壊とその ができよう。 視角からみれば、 る。だが民主主義もファッシズムもともにブルジ『ア的支配の政治形態である。 ばならないのである。 占段階においてはつねにファッシズムへの転化の危険にさらされているが、もしこの転化が行われれば、 区別を認めながら、 が変ったもの=変質したものをあえて社会政策と称する必要がどこにあろうか。 搾取の強 する抑制緩和が、 資本家階級は、 ム労働統制的性格への転化」が真実なら(これは決して真実ではないが)、社会政策の崩壊と考えるべきであり、 である。 シズムが成立するが、これは依然として民主主義なのであろうか。佐野氏や孝橋氏の考からすればそうならざ 一論は、 シズム労働統制的性格へ転化」したとすれば、これはもはや社会政策ではなく、 もし佐野氏のいうごとく、 걘 Ō ラァ 社会政策についても同じことである。 だがそんな馬鹿なことはありえない。これは民主主義の崩壊によるファッ 三側 民主主義とファッシズムとの区別をさえ無視する無感覚さだといえよう。民主主義は、 社会政策を切下げ、解体させ、崩壊させようとするのである。資本による労働力の価値収 社会政策の機能の一側面にすぎないものであるなら、 面 とれは、 又してもここで、社会政策を労働政策に不当に拡大してしまっているのである。 シズム的労働統制への転化である。だが社会政策も、 をひきだせばよく、 これは民主主義が変質して民主主義とは異るファッシズムに転化したととを意味するのであ ブ ルジ』ア的支配形態の民主主義的形態からファッ 「社会政策における労働保護的・解放的性格から搾取強化の手段・ファッシズ なにも社会政策を切下げたり解体・崩壊させたりする必要は少しもないの 社会政策が 「労働者保護的・解放的性格から搾取強化の手段・ 資本家階級とその国家は、 フ 7 y シズム的形態への転化と考えること 佐野氏は社会政策と労働政策との シズ したがってブルジョア政治という Д 的労働統制もブ その変質であり、 シズムの成立と考えなけれ 他の一側 佐野氏や孝橋 資本主義の独 ル ななに そこに ジ 山 ア的 たる たい

フ

第八十三巻

三三九

無理論的弱点を表明するものといえよう。 問題意識に立ち、 の抵抗の途であるという社会政策論の現時的課題など、 ズム化への途であること、 ととの重大な意義が理解できぬばかりか、社会政策の危機・崩壊が、民主主義の危機・崩壊であり、 はや一点の疑問をさしはさむ余地もないであろう。 である。佐野氏や孝橋氏が、社会政策を、不当に労働政策に拡大するという混乱をおかしているということは、も としての社会政策的労働政策形態から、 労働政策の形態である。だから労働政策という視角からみれば、 自らの混乱に気づかないで、 したがって社会政策、とくに争議権をまもることが民主主義の擁護とファッ 搾取強化のファッシズム的労働政策形態への転化と考えることができるの 筆者の社会政策論を理論的狭隘性だなどと批判するのは、 佐野氏や孝橋氏の理論では、社会政策が民主主義の一環である 到底理解するととはできないのである。 とれは、 労働政策が、 労働者保護的・解放的形態 かかるい そのフ シ 自らその ズ ム化 加減な アツ

六

機能を明らかにすること、 て確立された社会政策理論によって果されうることだけは、ある程度明らかとなっているのである。 と社会政策」を執筆し、 筆者は、社会政策論争を通して確立した社会政策論に立脚して、 前揭論文、 労働者の陳営強化、運動の拡大・深化のための意識的利用、積極的構築という実践的要請に応え」(佐 七九貫) んとしたのである。 「社会政策理論の課題は、 その政策構造、 労働運動との関連を明かにすることによって、 その成否の程度はともかく、 社会政策が具体的な搾取機構、 「日本絶対主義の社会政策史」や「窮乏化法則 この実践的課題は、 階級関係においてもつところの 社会政策の限界性の指摘 社会政策論争によっ しかるに、 佐

たとたえつつあることを無視し、われわれがすでに批判してきた誤れる『労働問題研究』の「新しい傾向」に眩惑 野氏は、これに気づかず、われわれの理論が佐野氏のいう社会政策理論の実践的要請にすでにある程度こたえ、ま

され、そこに真実の理論があるかのごとく誤認し、次のごとくのべられているのである。

る反答、さらに否定論=「労働間題研究」の新たな学問体系の提唱がなされるにいたったゆえんがあると考えられる。」(佐野氏、 「ところが従来の社会政策理論の枠にとどまるかぎり、もはやかかる要請に応ええなくなったというところに、それにたいす

前掲論文、七九一八〇頁)と。

低調さとを示すものとなっているのはまことに残念である ことが先決問題だといえよう。佐野氏の論文が、無意味な、自分の理論と社会政策にたいする問題意識の未熟さと に立脚しており、その意味で、佐野氏自身、これらの理論をまずそのものとして正確に理解し、自らの誤認をとく これがいかに見当違いのしかも佐野氏自身の理論とさえも矛盾する批判であるかは、すでに詳細に批判したとこ 佐野氏の理論は、社会政策論争や筆者の理論やあるいは又「新しい傾向」の理論にたいする完全な誤認

第八十三巻